## 審査基準

A − e −10 令和元年 12 月 1 日作成

法 令 名: 道路交通法

根 拠 条 項: 第99条の3第4項

処 分 の 概 要: 教習指導員資格者証の交付(審査により判断する場合以外の場合)

原権者(委任先): 愛知県公安委員会

法 令 の 定 め: 道路交通法第99条の3第4項(教習指導員)

技能検定員審査等に関する規則第12条(教習指導員審査の審査 方法等)、第14条(教習指導員審査に合格した者等と同等以上の 技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第15条(教習

指導員資格者証の交付等)

審 査 基 準: 別紙のとおり。

標準処理期間: 10日(行政庁の休日は含まない。)

申 請 先: 愛知県警察本部運転免許課

問い合わせ先:愛知県警察本部運転免許課指定教習所係

電話 (052) 951-1611 内線 785-255

備 考: